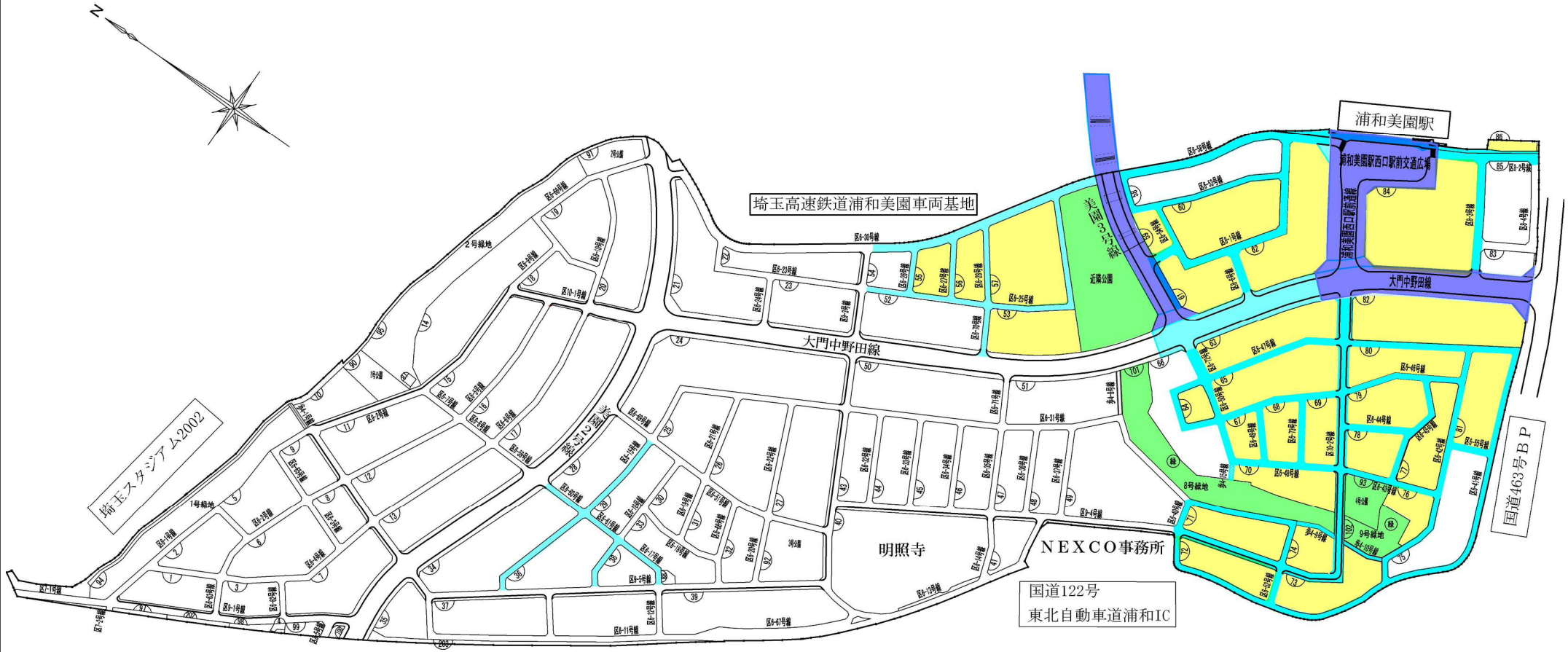


# 浦和東部第一特定土地区画整理事業 進捗状況図（令和2年4月）



## 凡例

- 整備済み道路（浦和東部まちづくり事務所 管理）
- 整備済み道路（南部建設事務所 管理）
- 整備済み緑地・公園（南部都市・公園管理事務所 管理）
- 使用収益開始済み街区（ 街区番号）

浦和東部第一特定土地区画整理事業に伴い、浦和東部まちづくり事務所で発行する証明書・受理する申請書等について

- ・仮換地証明書、底地番証明書（各種証明書1通につき300円かかります）
- ・土地利用（建物新築など）を図る⇒土地区画整理法76条の申請が必要です
- ・土地利用に伴い、土地の分筆を行う⇒従前分筆の申請が必要です
- ・その他ご不明の点は、下記問い合わせ先までご連絡ください

### 【問い合わせ先】

浦和東部まちづくり事務所（さいたま市緑区大門2564-6）  
 TEL048-878-5143（管理係） TEL048-878-5140（区画整理係）  
 FAX048-878-5141  
 e-mail：urawa-tobu-machidukuri@city.saitama.lg.jp